

令和3年 第6回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 令和3年6月15日(火) 午後2時00分～午後3時22分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4階 正庁ホール
3. 出席委員数 14名
4. 欠席委員数 1名

会長	15番	衛藤 英教	出						
委員	1番	三代 忠佑	出	6番	渡邊 丸美	出	11番	廣瀬 英雄	出
	2番	麻生祐三子	出	7番	衛藤 講治	出	12番	三宮 憲治	欠
	3番	後藤 綾子	出	8番	小野伊八郎	出	13番	後藤 茂廣	出
	4番	木村滋一朗	出	9番	久保田直宏	出	14番	工藤 妙子	出
	5番	小野不二夫	出	10番	工藤 幸市	出			

5. 議事録署名委員の指名

_____ 13番 後藤 茂廣 _____ 14番 工藤 妙子 _____

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇
 係 長 藤田 美智
 係 員 阿南 光典 工藤 俊夫

7. 議事日程

- (1) 議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
- (2) 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 議案第31号 現況証明(非農地証明)について
- (5) 議案第32号 空き家に付随した農地の指定について
- (6) 議案第33号 農地移動適正化斡旋委員の指名について
- (7) 議案第34号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてと令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は14名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。
 それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。

(1) 開 会

議長 みなさん、おはようございます。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。(以下省略)

皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしく申し上げます。

それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は14名であります。

開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。

また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。

それでは、ただいまから令和3年第6回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

(とき：午後2時5分)

(2) 議事録署名委員の指名

議長 日程2の議事録署名委員の指名ですが、会議規則第20条第2項の規定により、議長から指名します。13番 後藤茂廣 委員、14番 工藤妙子 委員をお願いします。

(3) 報告事項

議長 日程3の報告事項に入ります。

まず、会長報告及び各種報告であります。令和3年第5回定例総会から本日の令和3年第6回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。まずは、資料1をご覧ください。その中から、※のついた1点について、資料1の下に会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。(資料1を朗読)

私からの報告は、以上です。

議長 続いて、「報告第7号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局の説明を求めます。

事務局 事務局の藤田です。それでは、事前に配布しています議案書の1ページをご覧ください。「報告7号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」(議案書のとおり番号1番の1案件について朗読)以上です。

議長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

委員 [ありません]の声あり

議長 続いて、「報告第8号 農地所有適格法人の要件審査について」事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の1ページをご覧ください。報告8号 農地所有適格法人の要件審査についてであります。番号1番案件は、4月26日開催の第2回農地委員会で審査を行い、5月17日

開催の第5回定例総会で3条申請を許可した法人の審査報告になります。番号2番から番号7番までの6案件は、5月17日開催の第3回農地委員会での審査結果の報告になります。

「報告8号 農地所有適格法人の要件審査について」
(議案書のとおり番号1番から番号7番までの7案件について朗読) 以上です。

議長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

委員 [ありません]の声あり

議長 質問が無いようですので、次に進みます。

(4) 議事

議長 これより、日程4の議事に入ります。

まず、「議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」を議題とします。

それでは提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課農政企画係の大野と申します。よろしくお願いたします。それではご説明申し上げます。別冊議案書の1ページをご覧ください。議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。令和3年6月15日提出 豊後大野市長 川野文敏(議案書に基づいて令和3年6月16日公告予定分を朗読)

以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。

ここで、議案第28号の案件につきましては、15番委員の私に関係していることから、農業委員会会議規則に基づき、退席をします。これからの進行につきましては、14番工藤妙子委員にお願いします。

(とき、午後2時17分)

14番委員 この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

14番委員 質疑が無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第28号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

14 番委員 挙手全員により、「議案第 28 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」は原案のとおり決定されました。

14 番委員 15 番委員の入室を認めます。
(とき、午後 2 時 18 分)

議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。
(とき、午後 2 時 19 分)

議長 それでは、再開します。
(とき、午後 2 時 20 分)

議長 次に「議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します。事前に配布しています議案書の 2 ページをご覧ください。
「議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。それでは、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、地区審査会の報告を求めます。それでは、番号 1 番の 1 案件を 3 番 後藤綾子 委員にお願いいたします。

3 番委員 三重の後藤綾子です。6 月 7 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲渡人は体調が悪く農業をしていないため、申請地の管理を 25 年程前から譲受人に依頼してきました。今回、病院を退院して自宅に戻った際、地元の農地利用最適化推進委員より売買を薦められ、譲受人と相談した結果、売買することで話がまとまり、申請を行ったものです。なお、譲受人の世帯は、主に父が耕作を行っていますが、将来的に後継者となる予定の息子が申請者になっています。譲受人の権利取得後の経営面積は、95 アールとなり、下限面積の 40 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号 2 番及び番号 3 番の 2 案件を、2 番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。

2 番委員 緒方の麻生祐三子です。6 月 4 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 2 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。申請地は、譲受人が生まれる前から代々

管理してきた土地です。今回、所有権移転登記がされていないことが分かり、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、78アールとなり、下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

次に、番号3番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから、譲受人●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲受人は、自身の経営地から離れているが、国道沿いにある利便性のいい申請地を見つけ、譲渡人に譲ってくれないかと相談したところ、譲渡人も、自身の経営地から離れており、管理に苦慮していたため、売買することで話がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、72アールとなり、下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第29号の番号1番から番号3番までの3案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第23号の番号1番から番号9番までの9案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第29号の番号1番から番号3番までの3案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により「議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1番から番号3番までの3案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の2ページをご覧ください。
「議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号1番から番号3番までの3案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番から番号3番までの3案件について、地区審査会の報告を求めます。それでは、番号1番から番号3番までの3案件を9番 久保田直宏 委員にお願いいたします。

9番委員 三重の久保田直宏です。6月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから、譲受人●●●●さん

への所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人は、申請地近接地で中古車販売や修理業等を営む自営業者ですが、既存の車両置場が手狭となり、新たに車両置場を確保したいと考えました。農地以外の土地を探しましたが、事務所からの距離や金額面で話がまとまらず断念していたところ、申請地を見つけ譲渡人と相談した結果、譲渡人も高齢で農業を行っておらず、管理に苦慮していたため、売買で話がまとまり、申請するものです。審査の結果、許可基準の農地区分は第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の力の(イ)の申請地に代えて、他の土地では事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に、番号2番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから、譲受人●●●●さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人は、三重町内で土木建築業等を営む有限会社●●●●の代表取締役を務めています。従業員の中には、市外から通勤している社員もいますが、災害発生時の拠点として、申請地に隣接する住宅を先立って購入し、併せて駐車場を確保したいと考えました。農地以外の土地を探しましたが、駐車台数に限りがあり話がまとまらず断念していたところ、申請地を見つけ譲渡人と相談した結果、譲渡人も市外在住で農業を行っておらず、管理に苦慮していたため、申請地を代表取締役個人が売買で取得した後に貸駐車場用地として整備し、社員用に有限会社●●●●に貸し付けすることで話がまとまったため、申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分は第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の力の(イ)の申請地に代えて、他の土地では事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に、番号3番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから、譲受人●●●●さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人は隣接地に居住しており、自宅敷地内には3台分の駐車場を確保していますが、市外に住む子どもが帰省した際に不足するため、新たに駐車場を確保したいと考えました。農地以外の土地を探しましたが、面積面で話がまとまらず断念していたところ、申請地を見つけ譲渡人と相談した結果、譲渡人も市外在住で農業を行っておらず、管理に苦慮していたため、贈与で話がまとまり、申請するものです。審査の結果、許可基準の農地区分は第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の力の(イ)の申請地に代えて、他の土地では事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第30号の番号1番から番号3番までの3案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第30号の番号1番から番号3番までの3案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第30号の番号1番から番号3番までの3案件について、原

案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により「議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について」の番号1番から番号3番までの3案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第31号 現況証明（非農地証明）について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の3ページをご覧ください。
「議案第31号 現況証明（非農地証明）について」
（議案書のとおり、番号1番から番号4番までの4案件について朗読）

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番から番号4番までの4案件について、地区審査会の報告を求めます。番号1番及び番号2番の2案件を10番 工藤幸市 委員にお願いいたします。

10番委員 三重の工藤幸市です。6月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件については、申請者 ●●●●さんの非農地証明願いについてであります。申請地は、父が亡くなり、その後自身が市外に転勤となったため、40年以上耕作されておらず、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の（4）に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。

次に、番号2番の案件については、申請者 ●●●●さんの現況証明願いについてであります。申請地は、農地法第4条許可を得て転用を行った土地で、現況は一般住宅となっておりますが、当時の許可書がなく地目変更できないため申請したものです。判断基準は、農地法第4条第1項又は第5条第1項に規定する許可を受け、農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地に該当します。周囲への影響については、十分な転圧及びコンクリート舗装により土砂の流出を防いでおり、建物は境から離して建築しているため、周囲への影響は認められません。調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。

以上、報告します。

議長 次に、番号3番の1案件を、7番 衛藤講治 委員にお願いいたします。

7番委員 清川の衛藤講治です。6月4日に行いました清川地区審査会の審査結果を報告いたします。番号3番の案件については、申請者 ●●●●さんの非農地証明願いについてであります。申請地は、山際の農地で、元々耕作に不向きであり、隣接地の植林もあって、約50年間耕作しておらず、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の（4）に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。調査の結果、地区審査会の意見

としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。
以上、報告します。

議長 次に、番号4番の1案件を、8番 小野伊八郎 委員にお願いいたします。

8番委員 朝地の小野伊八郎です。6月7日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号4番の案件については、申請者 ●●●●さんの非農地証明願いについてであります。申請地は、平成3年8月に町道として収用された土地の残地で、狭小で、機械の搬入が困難となったため、20年以上耕作しておらず、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。
以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第31号の番号1番から番号4番までの4案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 無いようですので、質疑を打ち切ります。審査基準は、議案第31号の番号1番から番号4番までの4案件につきまして、「発行基準に該当する」との報告であります。
これより採決します。議案第31号の番号1番から番号4番までの4案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第31号 現況証明（非農地証明）について」の番号1番から番号4番までの4案件については、原案のとおり証明することに決定されました。

議長 次に、「議案第32号 空き家に付随した農地の指定について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の3ページをご覧ください。
「議案第32号 空き家に付随した農地の指定について」
(議案書のとおり、番号1番の1案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番の1案件について、地区審査会の報告を求めます。番号1番の1案件を3番 後藤綾子 委員にお願いいたします。

10番委員 10番の久保田直宏です。それでは報告致します。番号1番の案件については、申請者 ●●●●さんの、空き家に付随した農地の指定についてであります。申請者は、自身が所有

する空き家について、令和3年3月19日に、空き家バンク物件台帳への登録を完了しています。今回、併せて、空き家に付随した農地の指定を受けたいと思い、申請を行ったものです。決定基準から見た審査結果についてですが、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地で、その周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められます。地区審査会の意見としましては、決定基準に該当し、問題ないと認められるとなりました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第32号の番号1番の1案件について、これより質疑を許可します。

4番委員 4番の木村です。教えていただきたいんですが、空き家に付随したとありますが、図面を見る限りでは、空き家と申請地の距離が離れているように見受けられますが、付随したという言葉の一般的な定義はあるのでしょうか？

事務局 距離で何メートル以内という基準はありません。その空き家を購入した方が買う権利がある農地ということで、セット売りをする農地の指定ということになります。

4番委員 わかりました。

議長 他に質疑はありませんか。

委員 [ありません]の声多数

議長 無いようですので、質疑を打ち切り、これより採決します。議案第32号の番号1番の1案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第32号 空き家に付随した農地の指定について」の番号1番の1案件については、原案のとおり決定されました。

議長 次に、「議案第33号 農地移動適正化幹旋委員の指名について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します。事前に配布しています議案書の4ページをご覧ください。「議案第33号 農地移動適正化幹旋委員の指名について」
(議案書のとおり、番号1番から番号3番の3案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。幹旋委員は、農業委員会が指名することとなっています。あらかじめ地区審査会等で推薦されていますので、私から幹旋委員を指名いたします。それでは、番号1番の1案件を、9番 久保田直宏 委員と17番 江藤栄治 委員にお願いします。次に、番号2番の1案件を、2番 麻生祐三子 委員と25番 嶺正彦 委員にお願いします。次に、番号3番の1案件を、14番 工藤妙子 委員と34番 河野広一 委員にお願いします。なお、この案件については、お世話していただく幹旋委員をご指名いたしました。迅速かつ適切な幹旋処理を行うためには、幹旋委員のみならず、他の農業委員さんの支援や協力も不可欠であると考えています。積極的な情報の提供等、御支援、御協力のほどよろしく願いいたします。

議長 次に、「議案第34号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてと令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 別冊の議案第34号をご覧ください。「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づき、豊後大野市農業委員会の活動に係る令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてと令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、農業委員会の決定を求める。令和3年6月15日提出 豊後大野市農業委員会会長 衛藤英教（議案書のとおり、「議案第34号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてと令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」1ページから13ページについて朗読）以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件につきましては、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づき、決定を求めるということで、ただいま事務局より説明がありました。これより質疑を許可します。

11番委員 11番の廣瀬です。12ページの新規参入者の件ですが、今年は2経営体とありますが、本当に2経営体しかないのか、それとも募集が多い中で2経営体に絞ったということなのでしょう。去年は4経営体だったのが、今年は2経営体になっているのは、希望者が少なくなったということでしょうか？

事務局 担い手協議会の方で確認していますが、今年度については、2+3経営体というのが現状であります。ただ、インキュベーションの研修生を、研修の段階で新規として入れてしまっていますので、今年と来年度までにつきましては、インキュベーション以外の数字しかあげられないということでもありますので、このようにさせていただきました。実際は、2+3の5です。

11番委員 わかりました。

議長 他に質疑はありませんか。

3番委員 3番の後藤です。基本的な質問で申し訳ないんですが、3ページで総農家数が3,690戸で、自給的農家数が1,143戸、販売農家数が2,547戸とありますが、自給的農家数と販売

農家数の違いが分からないので教えてください。

事務局　　まず販売農家というのは、販売を主にやっている農家であります。自給的農家については、自分のところの分が主なものになります。

3番委員　　ネットで調べたら、農産物販売額が50万円以下であれば自給的農家になると書いていたんですが、この50万円以下というのは年間でしょうか？

事務局　　年間です。

3番委員　　年間50万円以下ということであれば、家庭菜園ぐらいでしょうか？10アール以下とか。

事務局　　面積的なところはわかりませんが、農林業センサス等で、区切りが50万円以上、50万円以下というところがあり、そこの50万円以下にあがってくる分が自給的農家になります。

3番委員　　豊後大野市は農業が主体なのに、自給的農家数があまりにも多すぎるなど思ったので質問しました。以上です。

議長　　他に質疑はありませんか。

委員　　[ありません]の声多数

議長　　無いようですので、質疑を打ち切ります。これから採決します。「議案第34号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてと令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局　　挙手全員です。

議長　　挙手全員により、「議案第34号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてと令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」は、原案のとおり決定されました。

議長　　これをもちまして、令和3年第6回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。
(とき、午後3時22分)

議事録署名委員 13番委員

後藤茂廣

”

14番委員

工藤妙子